

第3回理事会議事録

平成24年2月23日



公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中國残留孤児援護基金
第3回理事会議事録

1. 招集年月日 平成24年1月17日（火）
2. 開催場所 「日本環境センター東京談話室」
東京都港区虎ノ門1-5-8オフィス虎ノ門1ビル9階
3. 開催日時 平成24年2月23日（木）午後3時00分
4. 理事現在数 4名
5. 出席理事数 4名
(出席者) 多田 宏、小林 悅夫、鎌田 ケイ子、鶴 精三
(監事出席) 金田 充男、高橋 忠夫

6. 概要

事務局から理事現在数4名中、出席者は4名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

議事に先立ち、平成24年1月17日（火）に逝去された当財団の山本卓眞評議員を悼み、1分間の黙祷を捧げた。

続けて、多田代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行った後、定款第37条に基づき理事長である多田氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第45条に基づき、多田理事長、金田監事、高橋監事とする。

7. 議事の経過、要領及び議案議決の結果

◎ 議案

(1) 第1号議案

「平成24年度事業計画書及び予算書」の件

(2) 第2号議案

「評議員及び役員等の報酬並びに費用に関する支給基準の改正」の件

(3) 第3号議案

「顧問の報酬並びに費用に関する支給基準の改正及び選任」の件

(4) 第4号議案

「組織規程の改正」の件

(5) 第5号議案

「募金目論見書」の件

(6) 第6号議案

「第2回評議員会の開催に伴う評議員会の招集」の件

◎ 第1号議案 「平成24年度事業計画書及び予算書」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

(1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第2事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日迄となること。

(2) 議案のとおりの事業計画書及び予算書とすること。また、事業の遂行に必要な不足する収入を補うために、理事会決議事項である「事業安定化準備資産」の取崩しを承認願いたいこと。（公益目的事業会計－共通で最大2千万円、公益目的事業会計の「公1・扶養費」及び「公2・就学援助」で最大3千万円を取崩す、ただし、収入が好調に推移した場合、取崩額を極力抑えることとする）

なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

- 1 事業安定化準備資産は、5千万円の取崩しを続けた場合、どのくらいでなくなるのかとの質問に対し、実際に取崩す金額は毎年度2千万円前後が多く、数年は問題ないが、取崩しをせずとも運営できる体制に変えていく必要がある旨を事務局が回答。
- 2 繼続している事業が多い中で、今後、収入面において期待できないとすれば、事業の成果を評価したうえで帰国者の自立に効果のある事業に重点的に予算配分しないといけないのではないかとの意見があった。
- 3 就学資金貸与事業は、申請者全員に貸与をしているのか、また大学進学の被援助者が多いが、大学を卒業することで就職に結びついているのか、もし就職に結びついていない場合、専修学校や鍼灸学校等技術を身につける学校を勧めた方がよいのかどうかを判断するために、各学校卒業後の就職状況等の情報を継続して求めることが必要ではないかとの質問・意見に対しても、帰国後10年以内の方が貸与対象であること。被援助者の学校卒業後の状況については、2、3世世代の人数、年齢を含めて総合的に分析して、2、3世の学業を支援する効果的かつ身の丈にあった方策を考えたい旨を事務局が回答。
- 4 社会のグローバル化を受けて、2、3世が日本ばかりでなく中国で就職することも考えた金銭以外の支援も必要ではないかとの意見があつたが、これに対し、バイリンガルとして中国で活躍されている方や、米国の大学で助教授をお勤めの方もいること、グローバル化に対応した能力を伸ばす

ことも重要であると考えている旨を事務局が回答。

5 就学資金貸与事業、ホームヘルパー養成及び介護資格取得支援事業、就職援助事業等における実績について分析していただき、被援助者がどのような状況にあるかについて教えていただきたいとの要望があった。これに対し、以前就学資金を貸与した者に対し、アンケート調査を実施したが、回答率30%くらいで返事をしない人も多かったこと。事業の効果測定的・事柄は、対象者から援助後の結果について回答を得られるかにより難しい面もあるが、よく検討して実施したい旨を事務局側が回答。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「評議員及び役員等の報酬並びに費用に関する支給基準の改正」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

1 評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改定

- (1) 「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」第3条第4項の文中の「総支給額」を11,111円から10,027円に、「源泉徴収税額」を1,111円から27円にそれぞれ修正する。(税理士の助言に基づく修正)
(2) 厳しい財政状況にあることから(別表)常勤役員俸給表月額を一律2%の減額改正をする。

2 常勤理事の報酬(報酬月額)

評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改正を受け、平成24年4月1日付で、常勤役員俸給表10号436,000円とする。(9,000円の減額)

◎ 第3号議案 「顧問の報酬並びに費用に関する支給基準の改正及び選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

1 顧問の報酬並びに費用に関する支給基準の改正

- (1) 厳しい財政事情に伴う支出経費の削減のため、同基準第3条第5項に定めのある所定勤務日数(1月、8日間)を超える場合の1日当たりの加算額を、平成24年4月1日付で1万円から8千円に改正する。

2 顧問の選任

「定款」第36条第3項の規定に基づく理事会決議事項である当財団顧問の

選任について、次のとおりとすること。

〔選 任：竹之下和雄〕

〔任 期：平成24年4月1日から平成25年3月31日〕

〔報酬月額：顧6号 200,000円〕

以上、第2号議案及び第3号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第4号議案 「組織規程の改正」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

中国帰国者定着促進センターの組織改編のため、議案書のとおり、平成24年4月1日付で「公益財団法人中国残留孤児援護基金 組織規程」を改正すること（教務第一課と教務第二課を統合し教務課とする）。

以上、第4号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第5号議案 「募金目論見書」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「寄附金等取扱規程」第4条第1項の規定に基づく理事会決議事項である特定寄附金募集に関する「募金目論見書」を議案書のとおり「1. 中国養父母お見舞い訪中事業に関わる寄附金の募集」とすること。

以上、第5号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第6号議案 「第2回評議員会の開催に伴う評議員会の招集」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」22条の規定に基づく理事会決議事項である「評議員の招集」について、次の議案を諮るため定款第26条による決議の省略によって、評議員会を開催すること。

〔1. 評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改正について〕

〔2. 評議員の退任について（山本卓眞評議員、平成24年1月〕

17日（火）ご逝去のため〕

以上、第6号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

以上をもって第3回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後4時17分）

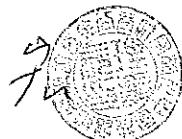
上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

平成24年3月9日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金援護基金

理 事 長

多 田



監 事

金 田 充 劳



監 事

高 橋 忠



